

3 その他

(1) 会計資料等の適正な提出、保存及び調査

- 本制度は、政府が無償で損害賠償責任を引き受けているため、実質的に政府が保険料等に相当する財政支援を行っているともみなされます。このため、政府が直接的な予算措置をしていなくとも、本制度への申請に際して提出する会計資料等、実施報告及び調査については、補助金等の交付を受けた場合に相当する内容が求められる点に御留意ください。
- 展覧会の開催期間中又は終了後において、補償契約の重大な違反がある（又はその疑いが強い）と判断した場合には、実地の調査を行うことがあります。
- 帳簿及び関係書類等は、展覧会終了後の翌年度4月から起算して5年間保管してください。

(2) 広報用資料等への美術品補償制度適用の明記

- 本制度の対象となる展覧会の会場において、展覧会が本制度の適用を受けている旨の告知を行ってください。また、ホームページ・カタログ・広報用資料等（ポスター・チラシ）にも、その旨の記載をお願いします。

（記載例）



本展は、政府による美術品補償制度の適用を受けています。

(3) 文化庁広報誌等への協力

- 本制度の対象となる展覧会について、文化庁が実施する広報への協力（文化庁ホームページ・文化庁広報誌等へのデータ掲載など）を依頼することがあります。その際には、できる限りの御協力をお願いします。